

世田谷区立区民斎場の指定管理者の候補者の選定結果について

(付議の要旨)

平成28年4月からの世田谷区立区民斎場の指定管理者の候補者について、公募を実施し、下記のとおり選定したので報告する。

1. 主旨

世田谷区立区民斎場条例（以下「条例」という。）第15条第1項に基づき、世田谷区立区民斎場の指定管理者の公募を実施し、平成28年4月からの指定管理者の候補者を選定した。今後は、当該候補者を指定管理者として指定するための議案を、平成27年第3回区議会定例会に提出する。

2. 施設名称及び指定管理者の候補者名等

| 施設名称           | 施設所在地          | 指定管理者の候補者名<br>及び所在地                  |
|----------------|----------------|--------------------------------------|
| 世田谷区立<br>みどり会館 | 世田谷区北烏山五丁目1番5号 | (株)JA東京中央セレモニーセンター<br>世田谷区北烏山三丁目5番6号 |

3. 指定期間

5年間（平成28年4月1日から平成33年3月31日）

4. 選定方法等

(1) 選定方法

条例第15条第1項の規定に基づき、指定管理者の候補者を公募により選定することとした。

条例施行規則第16条の規定により、世田谷区区民集会施設等指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、条例第15条第3項の審査基準に基づき、申請者から提出された事業計画書等の審査及び財務審査の結果を総合的に評価し、指定管理者の候補者を選定した。

(2) 委員会開催状況

平成27年6月29日 第1回委員会（審査項目及び審査方法の審議）  
平成27年7月10日 第2回委員会（書類審査、ヒアリング審査）  
平成27年7月14日 第3回委員会（最終審査）

(3) 委員会の構成

| 氏名     | 役職・所属等      |
|--------|-------------|
| ○ 境 新一 | 成城大学教授      |
| 小林 憲史  | 東京税理士会世田谷支部 |
| 塩田 尚人  | 健康文化研究所代表   |
| 細越 淳二  | 国士舘大学教授     |
| 藤本 秀雄  | 町会総連合会      |
| 齋藤 洋子  | 生活文化部長      |
| 渡辺 正男  | 烏山総合支所長     |

○は委員長

## 5. 選定結果

- (1) 第1回委員会では、申請者が現在の指定管理者の1社であることを確認した後、以下について決定した。
- ①第1次審査（書類審査）の審査項目及び配点。財務諸表の財務診断結果を第1次審査に反映すること。
  - ②第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリングに基づく審査）の審査項目及び配点。
  - ③第1次、第2次の審査の合計点をもって最終審査の評価をすること。
  - ④第1次、第2次審査とも7割程度の得点を審査基準点とすること。
  - ⑤第2回委員会までに各自提案書類に基づき第1次審査の採点を行うこと。
- (2) 第2回委員会では、第1次審査の得点が審査基準点を上回っていることを確認した。引き続き、申請者のプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、第2次審査の採点を行った。
- (3) 第3回委員会では、第2次審査の得点が審査基準点を上回っていることを確認した後、総合的に審査した。その結果、(株)JA東京中央セレモニーセンターを次期指定管理者の候補者として選定した。
- なお、選定結果の詳細は別紙のとおりである。

## 6. その他

隣接する寺町区民集会所の管理運営業務については、区民斎場(みどり会館)と一体的に管理運営することで合理化を図るため、指定管理者として指定された団体に随意契約により、委託する。

## 7. 今後のスケジュール

|           |                        |
|-----------|------------------------|
| 9月2日      | 区民生活常任委員会報告（選定結果）      |
| 9月中旬      | 区議会第3回定例会（指定管理者の指定の提案） |
| 平成28年4月1日 | 次期指定管理者による管理運営開始       |

1. 施設名称 世田谷区立みどり会館

2. 指定管理者申請団体

| 団体名・代表者                            | 所在地            |
|------------------------------------|----------------|
| (株)JA 東京中央セレモニーセンター<br>代表取締役 丹野 浩成 | 世田谷区北烏山三丁目5番6号 |

3. 指定管理者の候補者名

(株) JA 東京中央セレモニーセンター

4. 評価結果

(1) 第1次審査

| 評価項目  |                          | 配点          | 株式会社JA東京中央<br>セレモニーセンター |
|-------|--------------------------|-------------|-------------------------|
| 書類審査  | 1. 施設等の管理実績              | 28          | 28                      |
|       | 2. 運営管理体制                | 168         | 122                     |
|       | 3. 個人情報保護                | 56          | 50                      |
|       | 4. 雇用計画                  | 56          | 33                      |
|       | 5. 研修計画                  | 42          | 36                      |
|       | 6. 収支計画及び利用料金            | 98          | 68                      |
|       | 7. 事業計画及び地域貢献            | 84          | 60                      |
|       | 8. サービス改善の取組             | 98          | 68                      |
|       | 9. 経営基盤（過去3年の経営状況及び事業状況） | 70          | 49                      |
| 合計    |                          | 700(a)      | 514(c)                  |
| 審査基準点 |                          | 490点(7割)(e) |                         |

(2) 第2次審査

| 評価項目           |               | 配点          | 株式会社JA東京中央<br>セレモニーセンター |
|----------------|---------------|-------------|-------------------------|
| オンライン<br>ヒアリング | 1. 運営管理体制     | 70          | 53                      |
|                | 2. 雇用計画       | 35          | 29                      |
|                | 3. 収支計画及び利用料金 | 70          | 44                      |
|                | 4. 事業計画及び地域貢献 | 70          | 49                      |
|                | 5. サービス改善の取組  | 70          | 47                      |
|                | 6. ヒアリング評価    | 35          | 25                      |
| 合計             |               | 350(b)      | 247(d)                  |
| 審査基準点          |               | 245点(7割)(f) |                         |

(3) 最終審査

|       | 配点        | 株式会社JA東京中央<br>セレモニーセンター |
|-------|-----------|-------------------------|
| 第1次審査 | 700(a)    | 514(c)                  |
| 第2次審査 | 350(b)    | 247(d)                  |
| 合計    | 1050(a+b) | 761(c+d)                |
| 審査基準点 |           | 735点(7割)(e+f)           |

第1次審査及び第2次審査の結果を踏まえて総合的に審査した。

## 5. 選定結果

第1次審査及び第2次審査において、合格基準を上回っており、利用者のサービス改善につながる施設改修や利用料金の値下げ提案については、現場を熟知し、及び企業努力をしていることが評価された。また、危機管理においては、緊急時において近隣に居住する社員が当該施設に駆け付けることができる体制を確保していることが評価された。